

## 大津市オープンデータポータルサイトの活用事例への掲載基準

### (目的)

第1条 大津市オープンデータポータルサイトにおいて、大津市が提供するオープンデータを活用し、市民や民間事業者等（以下、「市民等」という）が作成したアプリケーション及びウェブサービス等（以下、「アプリ等」という）に関する情報を本市オープンデータポータルサイトの活用事例に掲載するための具体的手続等について定めるものとする。

### (定義)

第2条 本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) オープンデータ

機械判読が可能な形式で、かつ、誰もが二次利用可能な旨の著作権意思表示を行い、公開するデータをいう。

#### (2) アプリケーション

スマートフォン、タブレット端末、その他のスマートデバイスにインストールして使用するソフトウェアで、「GooglePlay」もしくは「AppStore」、その他移動体通信事業者等が提供する正規アプリストアに公開しているものをいう。

#### (3) ウェブサービス

ウェブブラウザを通じてソフトウェアの機能を利用できるようにしたサービスをいう。

### (掲載可能なアプリ等の範囲)

第3条 本市オープンデータポータルサイトに掲載できるアプリ等の範囲は、本市のオープンデータを活用して作成したアプリ等のうち、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 本市オープンデータポータルサイト等の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれがあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか掲載する内容として妥当でないと市が認めるもの

### (掲載の申込み)

第4条 本市オープンデータポータルサイトにアプリ等の掲載を希望する者は、本市イノベーション戦略室に、次の各号の書類を提出するものとする。

(1) 掲載依頼書

(2) 誓約書

2 本市イノベーション戦略室は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容

を審査し、掲載の可否を決定し、前項の申込みを提出した者に通知するものとする。

3 本市オープンデータポータルサイトへの掲載に要する費用は無料とする。

(掲載の取り下げ)

第5条 第4条第2項による決定を受けた者(以下、「掲載依頼者」という)が、当該決定に係るアプリ等の掲載の削除を希望するときは、本市イノベーション戦略室に依頼書を提出するものとする。

2 本市イノベーション戦略室は、前項の規定による申込みがあった場合は、当該アプリ等の掲載を削除し、掲載依頼者に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第6条 掲載依頼者は、本市オープンデータポータルサイトにアプリ等を掲載する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(内容等の変更)

第7条 本市は、アプリ等の内容等が、本基準等に違反するおそれがあると判断する場合は、掲載依頼者に対し、内容等の変更を求めることができる。

(掲載の取消し)

第8条 本市は、次の各号のいずれかに該当する場合、アプリ等の掲載を取り消すことができる。

(1) 掲載するアプリ等の内容が第3条に違反しているとき

(2) 前条の規定によるアプリ等の内容の変更を掲載依頼者が行わないとき

(3) アプリ等に脆弱性が発見されることにより、これを使用した者の端末機器内の情報が搾取される等のおそれがあると認められるとき

(掲載依頼者の責務)

第9条 掲載依頼者は、アプリ等の内容等、掲載されたアプリ等に関する一切の責任を負うものとする。

2 掲載依頼者は、アプリ等の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、本市に対して保証するものとする。

3 掲載依頼者は、第三者からアプリ等に関して損害賠償請求等がなされた場合、掲載依頼者の責任及び負担において解決することとする。

(附則)

この掲載基準は、令和2年11月10日から施行する。

この掲載基準は、令和3年4月1日から施行する。